



平成22年11月26日

国土交通省 長岡国道事務所の
記者発表資料です

配布先

長岡市記者会
長岡地域記者会
柏崎市記者会

本誌の投込みをもって解禁

国道116号沿道の街路樹剪定に伴い発生した剪定木を無償提供

～ 道路の維持管理計画(案)に基づく3年に1回の剪定 ～

- 国道116号柏崎市西山町中央台地区の町内会より、日照障害や落ち葉の処理に苦慮しているため、街路樹伐採の要望を頂きました。
- この街路樹は周辺環境の保全を目的に住宅地と国道の間の並木として植栽したのですが、現在枝葉が著しく繁茂しているため剪定を実施することとしました。
- 今回剪定を行うと通行に支障が無い限り、今後3年間は剪定を行わないことから、街路樹の高さを極力抑え、枝葉が民地側に張り出さないよう、強剪定を行います。
 - ・ 剪定期間 平成22年11月30日(火)～12月2日(木) 8:30～17:00 荒天時は翌日順延
 - ・ 剪定場所 国道116号 柏崎市西山町中央台地区(別紙 位置図参照)
- 剪定に伴い発生した剪定木は、維持管理費のコスト縮減のため、作業期間中に取りに来て頂ける希望者に無償提供します。
- 剪定木は剪定期間中、現場脇に仮置きしますので、引き取りを希望される方は、柏崎維持出張所(TEL 0257-22-2159)に連絡をお願いします。剪定木が無くなり次第、無償提供は終了致します。 ※ 仮置き場からの積込・運搬は希望者のご負担となります。
- なお、長岡国道事務所では、平成22年4月より『維持管理計画(案)』に基づき、管轄する道路の維持管理を行うこととしており、街路樹剪定は「通行に支障のないと考えられる範囲で、高木・中低木については原則3年に1回程度」で実施することとしています。

【お問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所 柏崎維持出張所長
柏崎市日吉町3-22 電話:0257-22-2159

出張所長 はやし 林 けんいち 健一

ホームページアドレス <http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/index.html>

道路の維持管理計画(案)に基づき、道路巡回(パトロール)は2日1回の頻度で実施しております。路上落下物の発見や道路に関する相談は、

- 幹線道路の異状を発見した際には、「道路緊急ダイヤル」 #9910
- 道路に関する、疑問・質問、ご意見は、「道の相談室」 0120-106-497 までご連絡下さい。

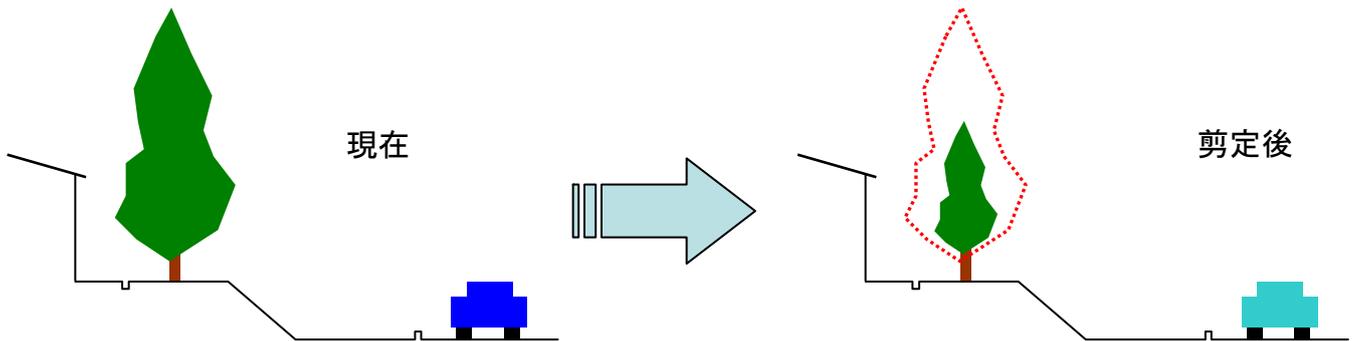
剪定箇所 位置図



植栽繁茂状況写真



植栽剪定イメージ





平成22年5月13日

参考資料

配布先

県政記者クラブ
新県政記者クラブ
長岡市記者会
長岡地域記者会

国土交通省 長岡国道事務所の

記者発表資料です

本誌の投込みをもって解禁

道路の維持管理方針(案)に基づき、 長岡国道事務所が管理する道路の維持管理計画(案)を定めました

- 北陸地方整備局では、先日、「道路の維持管理方針(案)」として、管理する国道の維持管理の頻度などを定めたところです。
- このたび、長岡国道事務所では、道路の管理方針(案)に基づき、長岡国道事務所が管理する道路の『維持管理計画(案)』を定めました。
- 長岡国道事務所では、平成22年4月よりこの『維持管理計画(案)』に基づき、管轄する道路の維持管理を行います。

【お問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

長岡市中沢4丁目430-1

電話:0258-36-4551(代表)

管理副所長 あいむら せいいち 相村 成一

管理第二課長 こいずみ みちひこ 小泉 倫彦

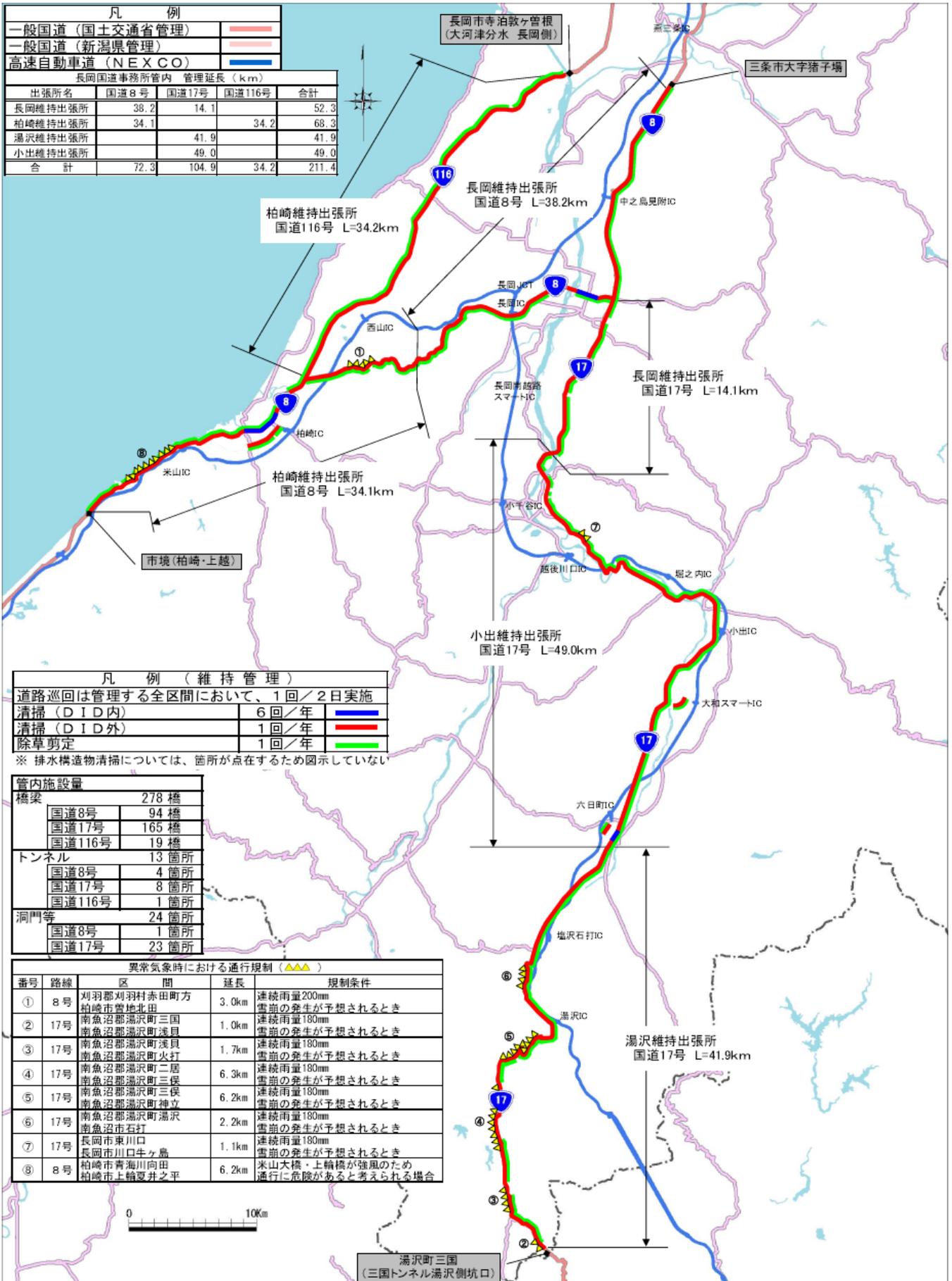
ホームページアドレス

<http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/index.html>

長岡国道事務所管内 維持管理計画(案)

凡 例	
一般国道 (国土交通省管理)	
一般国道 (新潟県管理)	
高速自動車道 (NEXCO)	

長岡国道事務所管内 管理延長 (km)				
出張所名	国道8号	国道17号	国道116号	合計
長岡維持出張所	38.2	14.1		52.3
柏崎維持出張所	34.1		34.2	68.3
湯沢維持出張所		41.9		41.9
小出維持出張所		49.0		49.0
合 計	72.3	104.9	34.2	211.4



凡 例 (維持管理)		
道路巡回は管理する全区間において、1回/2日実施		
清掃 (DID内)	6回/年	
清掃 (DID外)	1回/年	
除草剪定	1回/年	

※ 排水構造物清掃については、箇所が点在するため図示していない

管内施設量	
橋梁	278 橋
国道8号	94 橋
国道17号	165 橋
国道116号	19 橋
トンネル	13 箇所
国道8号	4 箇所
国道17号	8 箇所
国道116号	1 箇所
洞門等	24 箇所
国道8号	1 箇所
国道17号	23 箇所

異常気象時における通行規制 (▲▲▲)				
番号	路線	区 間	延長	規制条件
①	8号	刈羽郡刈羽村赤田町方 柏崎市豊地北田	3.0km	連続雨量200mm 雪崩の発生が予想されるとき
②	17号	南魚沼郡湯沢町三国 南魚沼郡湯沢町浅貝	1.0km	連続雨量180mm 雪崩の発生が予想されるとき
③	17号	南魚沼郡湯沢町浅貝 南魚沼郡湯沢町火貝	1.7km	連続雨量180mm 雪崩の発生が予想されるとき
④	17号	南魚沼郡湯沢町二居 南魚沼郡湯沢町三保	6.3km	連続雨量180mm 雪崩の発生が予想されるとき
⑤	17号	南魚沼郡湯沢町三保 南魚沼郡湯沢町神立	6.2km	連続雨量180mm 雪崩の発生が予想されるとき
⑥	17号	南魚沼郡湯沢町湯沢 南魚沼市石打	2.2km	連続雨量180mm 雪崩の発生が予想されるとき
⑦	17号	長岡市東川口 長岡市川口ヶ島	1.1km	連続雨量180mm 雪崩の発生が予想されるとき
⑧	8号	柏崎市青海川向田 柏崎市上輪翠井之平	6.2km	米山大橋・上輪橋が強風のため 通行に危険があると考えられる場合

湯沢町三国
(三国トンネル湯沢側坑口)

道路の維持管理方針(案)

行政刷新会議での結果を踏まえ、これまで地域ごとバラツキのあった巡回、清掃、除草、剪定等の各作業について、全国統一の基準に基づき平成22年度より運用します。

道路の維持管理方針(案)本文はこちら↓

<http://www.hrr.mlit.go.jp/road/maintenance/policy.pdf>

【これまで】	⇒	【平成22年度より運用】
<p><巡回></p> <p>▶ 平日毎日、休日2日に1回</p>	⇒	<p>▶ 原則 2日に1回</p>
<p><清掃></p> <p>路面清掃 ▶ 年間 0~6回</p> <p>歩道清掃 ▶ 年間 0~1回</p> <p>排水構造物清掃 ▶ 適宜</p>	⇒	<p>▶ 原則 年間6回以内 (D I D内)</p> <p>▶ 原則 年間1回以内 (上記以外)</p> <p>▶ 原則 落葉等の除去に限定して実施</p> <p>▶ 原則 年間に1回を目安</p>
<p><除草></p> <p>▶ 年間 0~3回</p>	⇒	<p>▶ 原則 年間1回</p>
<p><剪定></p> <p>▶ 高木、中木 適宜</p> <p>▶ 低木 年間 0~1回</p> <p>▶ 寄植 年間 0~2回</p>	⇒	<p>▶ 高木・中低木 原則3年に1回程度</p> <p>▶ 寄植 原則1年に1回程度</p>

【巡回】



【清掃】



【除草】



【剪定】

